

## 用地測量業務仕様書

- 1 本仕様書は、多目的広場用地測量業務（5-1）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙図面の区域とし、必要な用地測量等を行うこと。
- 3 契約工期は、契約の日から令和6年3月31日までとし、工期延期は行わない。
- 4 本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市職員と連絡を密接にとりながら作業を進めるとともに、作業内容等の報告を行うこと。
- 5 本仕様書等に明示していない事項又は明示された内容に疑義が生じた場合は、本市職員と協議すること。
- 6 本業務において知りえた事項を漏らしてはならない。
- 7 本業務は、契約締結者（受注者）が見積積算した額により契約するものであり、原則として変更契約は行わない。  
ただし、業務の履行状況により、設計図書で明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたり、新たに作業項目を追加せざるを得ない状態が生じるなど、やむを得ない事由が生じた場合は、変更契約を行うことがある。
- 8 成果内容に誤りがあった場合又は精度に欠けると認められた場合には、検査に合格した後ににおいても修正又は再測量を行うこと。
- 9 成果品については、次のとおりとする。
  - (1) 土地登記簿調査表
  - (2) 権利者調査表
  - (3) 法務局備付公図及び地積測量図の写し
  - (4) 官民境界確認書（関係者の調印済み）
  - (5) 民境界確認書（関係者の調印済み）
  - (6) 測量成果品一式  
観測手簿、多角点計算書、多角点網図、境界点計算書、面積計算書、実測平面図、用地丈量図、境界立会簿、境界杭等の設置状況写真等
  - (7) その他（本市職員が指定した必要書類等）成果品の提出は、製本したもの2部（うち1部コピー）及び原図一式（作成図面）各1部（作成図面については、電子データ（DWG形式）をCDで1部提出）